

津市三重武道館弓道遠的場の施設及び設備器具の使用料

単位 円

時間区分					①	②	③
使用区分					午前 9 時から正 午まで	午後 1 時から午 後 5 時まで	午後 6 時から午 後 9 時まで
施設	弓 道 遠 的 場	専用使用			3, 140	4, 190	3, 140
		一般公 開日 に おける 個人使 用	小学生以上 高校生以下		100	100	100
			一般		200	200	200
			回数券 (12回)	小学生以上 高校生以下	1, 040	1, 040	1, 040
				一般	2, 090	2, 090	2, 090
		設備 器具	照明設備				1 時間（1 時間未満は、1 時間とする。）当たり 200
電源コンセント			1 口	100	100	100	

〔備考〕

1 次の各号の一つに該当する場合は 2 分の 1、二つに該当する場合は 4 分の 1、全てに該当する場合は 8 分の 1 をそれぞれ施設の使用料に乗じて得た額（10 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を各々の場合の施設の使用料とする（一般公開日における個人使用の場合を除く。）。

（1） 弓道遠的場の使用面積がその床面積の 2 分の 1（中央で区分する。）以下のとき。

（2） 使用時間が定められた時間区分の 2 分の 1（午前 10 時 30 分、午後 3 時又は午後 7 時 30 分を基準時間として区分する。以下同じ。）以下のとき。

（3） 使用の準備のために使用するとき。

2 使用時間が定められた時間区分の 2 分の 1 以下の場合の電源コンセントの使用料は、当

該時間区分に係る使用料に2分の1を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

- 3 定められた時間区分を延長し、又は繰り上げて使用した場合の使用料は、当該時間区分に係る使用料に、時間区分②の使用料の4分の1の額にその延長し、又は繰り上げて使用した時間（1時間未満は、1時間とする。）を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を加算する（一般公開日における個人使用の場合を除く。）。ただし、時間区分①、②、③の2区分又は3区分を連続して使用することとなる場合は、次項の規定による。
- 4 時間区分①、②、③の2区分又は3区分を連続して使用する場合の使用料は、使用した各時間区分に係る使用料の合計額とする。
- 5 一般公開日における個人使用の場合の照明設備の使用料は、無料とする。